

山形県告示第123号

山形県屋外広告物条例（昭和49年10月県条例第59号）第17条の2第1項の規定により広告景観モデル地区を次のとおり指定し、広告物美観維持基準は平成12年3月1日から適用する。

平成12年2月15日

山形県知事 高橋和雄

1 広告景観モデル地区の名称及び区域

- (1) 名称 まほろば通り広告景観モデル地区
- (2) 区域 東置賜郡高畠町大字高畠字川辺、字北裏、字横町、字町裏、字荒町、字大町、字裏畑、字大在家及び字日照の各一部の区域（関係書類は、土木部都市計画課及び米沢建設事務所並びに高畠町役場において縦覧に供する。）

2 広告物の表示又は広告物を掲出する物件の設置に関する基本構想

当該モデル地区は、高畠町の中心商店街である「まほろば商店街」を縦貫する幹線道路である都市計画道路中央通り線の拡幅に伴い、沿道建物の建て替えが順次進められ、まほろばの里にふさわしい魅力ある町並み形成を街路事業と一体的に進め、中心商店街の活性化対策として、また、地域の良好な居住環境の充実を図るため、まほろばの里高畠・まちづくり景観条例に基づく景観形成地域に定められるよう進めている地区である。

高畠のもつ自然や歴史、伝統そして地域との調和を図り、また、歩きやサイクリング等といった回遊性のあるまちに合った、歩行者、自転車利用者を対象とした新しい景観の魅力づけの一要素となるような広告物の掲出を目指すものである。

また、建物の軒や壁面の位置等に配慮した連続性のある町並み、周辺環境との調和に配慮した色彩、地域性に配慮した素材の利用等といったまちづくりの方向性に沿い、広告物の大きさ、高さ、色彩等について、規制、指導及び誘導を行い、良好な景観形成を図るものである。

3 山形県屋外広告物条例第17条の2第3項第3号に規定する広告物美観維持基準（以下「広告物美観維持基準」という。）及び同項第4号に規定する広告物景観形成基準（以下「広告物景観形成基準」という。）

種 類	基 準	
	広告物美観維持基準	広告物景観形成基準
建 植 広 告	(1) 表示面積が一面10平方メートル以下であること。（数枚で1個の広告となっているものについては、その合計面積とする。） (2) 地面から上端までの高さが8メートル以下であること。 (3) 敷地のうち高畠都市計画道路3・4・2号中央通り線との境界線から50センチメートル以内の部分に係る空地（以下「セットバック部分」という。）に突出しないこと。	(1) 支柱及び表示面の基調色（最大面積色をいう。以下同じ。）は低彩度（彩度6以下をいう。以下同じ。）の色彩とすること。 (2) 地面から上端までの高さが建物の上端を超えないこと。

種 類	基 準		
	広告物美観維持基準	広告物景観形成基準	
壁 面 利 用 広 告	1 広告板 (これに類する特殊装置広告を含む。ただし、2に掲げるものを除く。)	(1) 表示面積の合計が1壁面につき10平方メートル以下であること。 (2) 表示面積の合計が当該壁面積の3分の1以下であること。	(1) 道路側壁面の開口部をふさがないようにすること。 (2) 表示面の基調色は低彩度の色彩とすること。
	2 広告板 (壁面から突出するもの。これに類する特殊装置広告を含む。)	(1) 表示面積が一面10平方メートル以下であること。 (2) セットバック部分に突出しないこと。 (3) 壁面からの出幅が2メートル以下で、道路上に1メートル以上突出しないこと。 (4) 地面から広告物の下端までの高さが、歩道上では2.5メートル以上、車道及び歩車道の区別のない道路上では4.5メートル以上であること。 (5) 建物の上端を超えないこと。	(1) まちの個性を演出するよう、形態や素材等の規格化を図ること。 (2) 表示面の基調色は低彩度の色彩とすること。 (3) できるだけ1階の軒下に掲出すること。
屋上 利用 広告	広告板 (これに類する特殊装置広告を含む。)	(1) 同一方向に面するものの表示面積の合計が10平方メートル以下であること。 (2) 2階以上の建物については、1階の屋上に掲出すること。 (3) 建物の上端を超えないこと。 (4) 建物の端から突出しないこと。	表示面の基調色は低彩度の色彩とすること。
共 通 の も の	1 はり紙 はり札	(1) 表示面積が1平方メートル以下であること。 (2) 同一場所に同一内容のものを連続して表示しないこと。 (3) はり紙については、全面のりづけしないこと。	掲出期間を遵守するとともに、破損、退色したものは速やかに除却すること。
	2 立看板	(1) 表示面積が一面4平方メートル以下であること。 (2) 高さは3.6メートル以下であること。 (3) セットバック部分に掲出しないこと。 (4) 信号機から30メートル以上、道路標識及び主要な交差点から10メートル以上離れていること。 (5) 倒れないように措置されるものであること。	まちの個性を演出するよう、形態や素材等の規格化を図ること。
	3 広告幕 のぼり	(1) 幅が1.5メートル以下であること。 (2) 道路を横断する広告幕にあっては、次の各号に該当するものであること。 イ 地面から広告物の下端までの高さが、歩道上では2.5メートル以上、車道及び歩車道の区別のない道路上では4.5メートル以上であること。 ロ 信号機から30メートル以上、道路標識及び主要な交差点から10メートル以上離れていること。	(1) 閉店時には収納すること。 (2) のぼりにあっては、同一内容のものを連続して掲出しないこと。 (3) 道路を横断する広告幕にあっては、イベント等の際以外は掲出しないこと。
共 通 事 項	ネオン管の露出したネオンサイン、光源の点滅する電飾装置を使用しないこと。	(1) 周辺の歴史・自然景観、住宅環境に配慮し、光量や光の色、光源の向きを工夫すること。 (2) 企業提供の広告は、掲出をなるべく控え、掲出する場合は、周辺環境に調和するよう色彩や規模等を工夫すること。	